

生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ利用約款

2005年2月24日制定

2005年4月1日施行

2014年10月1日改正

(パルシステム)

第1条 パルシステム商品の利用・供給方法は、生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ(以下「当生協」という)が組合員に毎週お届けする商品カタログから商品を注文(注文用紙、インターネットまたは電話により)していただき、注文された商品を組合員の指定する場所にお届けするシステムによって運営されています。

2 パルシステムは、商品カタログおよび商品等のお届け方法によって、個人パル利用(1人)、ふれんどパル利用(2人)、グループパル利用(3人以上)と3つの利用形態があります。個人利用のお届け先は、組合員本人が指定する場所としますが、複数の組合員で利用する、ふれんどパル利用とグループパル利用のお届け先は一括して組合員の指定する場所とします。

(対象となる範囲)

第2条 本約款は、パルシステムのご利用に際し当生協と組合員とのお約束事をまとめたものです。

2 当生協のパルシステムをご利用される組合員は、本約款の内容をご確認いただき、同意のうえで申し込むものとします。

3 当生協がご提供する共済事業やその他事業につきましては、本約款のほか個別の申込書、契約および共済事業規約等によるものとします。

4 本約款に定めのない事項については、当生協の定款および規約等によるものとします。

(本約款の変更について)

第3条 当生協が本約款を改訂したときは、すみやかにホームページに公開するとともに、改訂された約款を印刷物として商品カタログとともに組合員にお届けし周知するものとします。

(加入)

第4条 加入の手続きは、必要事項(登録事項)を記載した所定の加入申込書の提出もしくは電子申し込みフォームの送信と当生協が定める出資をもって行うものとします。

2 パルシステムの利用に際し以下の事項に該当する方は、ご本人であることを証明するものをご提出いただくか、または利用をお断りする場合があります。

(1) 登録事項についてとくに確認を必要とする場合

(2) 当生協が事業を行っていない区域に商品のお届け先を指定された場合

(積立増資)

第5条 パルシステム一回の利用につき、200円の積立増資をしていただきます。ただし、組合員はこれを拒否することができます。

(組合員証)

第6条 組合員となられた方には、組合員番号を付番した組合員証を発行、交付いたします。組合員証および組合員番号は、パルシステムのご利用にあたり組合員ご本人を確認するための重要なものですので適切な管理をお願いします。また、脱退時には組合員証をご返却していただきます。

2 組合員証の他人への譲渡および貸与、質入れ等はできません。

(登録事項の変更・届出)

第7条 登録事項に変更があった場合は、すみやかに届出をしていただきます。届出を怠ったことによって被る不利益について、当生協はその責を負わないものとします。

(家族の利用)

第8条 組合員および組合員と同一世帯で、生計を一つにしている方は、パルシステムを利用することができます。

(利用の停止)

第9条 利用の停止とは、パルシステムの商品カタログないし商品のお届けを停止することをいいます。組合員が利用停止を希望される場合は、書面、電話、電子メール等で当生協に通知していただきます。

2 以下の事項に該当したときは、利用停止の措置をとらせていただくことがあります。詳細については当生協にご確認ください。

(1) パルシステムのご利用代金の全部または一部の支払いが2ヶ月以上遅延した場合

(2) 商品利用が2ヶ月以上ない場合

(3) 当生協が利用停止を相当と認めた場合

(商品カタログ)

第10条 パルシステムでは、ライフステージに合わせた複数の商品カタログを用意しています。商品カタログの選択は組合員本人が行うものとしますが、ご本人が指定されなかった場合は、当生協が選択してお届けします。注文用紙、お届け情報、ご請求情報、各種申込用紙等は、商品カタログと一緒にお届けしますが、個人情報に記載されていますのでお取扱いにご注意ください。

(利用限度額)

第11条 1回のご利用限度額は、原則として20万円とさせていただきます。なお、加入して利用開始後3ヶ月間の1回のご利用限度額は、3万円とさせていただきます。

(商品の注文)

第12条 商品の注文は、当生協の指定する複数の方法(注文用紙、インターネット、電話)から組合員が選択した方法によって行うものとします。注文受付後のキャンセルについては原則としてお受けできません。手続きおよび取扱いは、当生協の定めによります。

2 転売、質入れ等商行為を目的とした商品の購入はできません。

(商品のお届け)

第13条 商品のお届けは、組合員と予め確認させていただいた場所とします。変更がある場合には事前に当生協にご連絡ください。

2 商品お届け時に組合員が不在の場合は、指定場所に商品を留め置くものとし、持ち帰り・再配達はいりません。留め置きした場合にも商品の所有権が移転するためその後の事故について当生協は責を負わないものとします。なお、当生協は、このための各種セキュリティグッズを組合員に販売または貸与いたしますのでお問い合わせください。

3 商品お届け日は、当生協が定めるものとします。

(商品のお届けができない場合)

第14条 天変地異や災害、生産者、製造者の都合または注文数量が予定を上回ったことなどより商品を注文どおりお届けできない場合は、お届けの中止またはお届け数量の削減ないし当生協の定められたルールにより代替品をお届けすることがあります。これにより、返金等が発生する場合は、当生協の定めによりこれを行うものとします。

(パルシステム手数料)

第15条 組合員には、当生協の定めによりパルシステム手数料をご負担いただきます。但し、利用形態およびお届け先1ヶ所に対しての注文用紙発行枚数によって、パルシステム手数料を半額及び全額減免いたします。なお、その他割引・減免等優遇措置については、当生協にお問い合わせください。

(利用訂正および返品)

第16条 お届けした商品が不良品または商品カタログ・見本等と相違している場合は、交換もしくは返品することができます。正規品についても未使用の場合は返品することができますが、以下に該当するものは原則として返品できません。

- (1) 食品(生鮮食品・青果・一般食品・機能性食品等)
- (2) 衛生用品(トイレットペーパー・生理用品・歯ブラシ・哺乳器具)、化粧品等
- (3) 試着等、購入者の責任により傷や汚れが生じた衣類および靴
- (4) 書籍および開封後のCD・DVD等
- (5) 組合員の指定により加工・供給した商品
- (6) 各種チケット類
- (7) 植物、種、ペットフード

(ご利用代金のお支払い方法)

第17条 パルシステムのご利用代金は、自動振替またはクレジットカードによる支払い方法をお選びいただけます。ただし、「CO・OP共済《たすけあい》(個人賠償責任保険付帯の場合はその保険料を含む)」の掛金を自動振替(振込含む)の方法(ご利用代金の口座と別に共済掛金専用の口座を登録する契約を除く)による条件で契約をしている方は、共済掛金(個人賠償責任保険付帯の場合は、その保険料を含む)のお支払いをクレジットカードにすることができません。クレジットカードでのお支払の場合、「CO・OP共済《たすけあい》(個人賠償責任保険付帯の場合はその保険料を含む)」につきましては共済掛金専用の自動振替口座の登録・変更をお願いすることになります。詳しくは当生協までお問い合わせください。

2 自動振替でのお支払いは、毎月末日締め切り、翌月6日(6日が休日のときはその翌営業日)に組合員があらかじめ指定した預金口座からのお支払いとなります。

3 「CO・OP共済《たすけあい》(個人賠償責任保険付帯の場合はその保険料を含む)」の掛金を共済掛金専用の自動振替でのお支払いに登録・変更した場合は、毎月26日(26日が休日のときはその翌営業日)に組合員があらかじめ指定した預金口座からのお支払いとなります。

4 クレジットカードでのお支払いは、クレジットカード取扱会社が定める期日によりお支払いいただけます。

5 自動振替のご利用代金のお支払いにつきましては、「CO・OP共済《たすけあい》(個人賠償責任保険付帯の場合はその保険料を含む。ご利用代金の口座と別に共済掛金専用の口座を登録する契約を除く。)」の共済掛金および自動振替の方法による決済を条件とする団体保険契約(団体がん保険、団体三大疾病保険等)の保険料も合わせて引き落としさせていただきます。

6 自動振替ができない場合は、ご請求書・未入金通知書に記載された期日までに当生協が指定する金融機関に振込みによってお支払いいただけます。この場合のお支払い手数料として、振込み1回につき100円+消費税を組合員に負担いただきます。ただし新規加入の組合員で当生協の事務の都合または金融機関の都合により、お支払い期日までに口座登録が完了していない場合はこの限りではありません。

7 前項により、ご利用代金を振込みでお支払いされる組合員が、お支払いの全部または一部を2ヶ月以上遅延された場合は、前項のお支払い手数料に加え、別途100円+消費税を督促手数料として組合員にご負担いただきます。

8 本条に定めるご利用代金及び手数料を支払期日までににお支払いいただけない場合は、年10%の割合による遅延損害金をいただくことがあります。

(ポイントサービス)

第18条 当生協は、ポイントサービスを実施しています。ポイントサービスの詳細については、別途これを定め、組合員にお知らせするものとします。

2 ポイントサービスによって付与されたポイントの売買はできません。

3 当生協は、ポイントサービス制度をとりやめる場合、少なくとも6ヶ月前までに組合員に通知するものとします。

(個人情報の管理)

第19条 当生協および当生協が加入しているパルシステム生活協同組合連合会は、パルシステム事業を遂行するために組合員の個人情報をお預かりします。

2 お預かりした個人情報は、以下の目的で利用し、管理させていただきます。

- (1) 商品の案内、ご注文の確認、受注および発送、ご利用代金の請求、その他保障(共済及び保険)等各種サービスの提供目的に限定して利用します。
- (2) よりよい商品・サービスを提供するために、組合員の承諾を得てアンケート調査等を行う場合がありますが、その場合はアンケート発送と回収確認の目的に限定してこれを利用します。
- (3) ご利用代金の自動振替のために、銀行口座情報等をお預かりします。
- (4) ギフトサービスをご利用いただいた際の送り先様の個人情報は、当該ギフト発送の目的に限定して利用します。但し、組合員の便宜を図るために、ご承諾を得たうえで、継続的な送り先として登録していただき、次回以降のギフト申込時に印刷された申込書の準備に利用することがあります。

3 「CO・OP共済たすけあい」など共済契約に関する契約者情報をお預かりします。この情報は、当生協が加入している日本コープ共済生活協同組合連合会(以後「コープ共済連」という)及びパルシステム共済生活協同組合連合会(以後「パルシステム共済連」という)に転送し、「コープ共済連」および「パルシステム共済連」が契約者管理のために利用します。また必要に応じて、保障の契約・支払目的に限定して利用します。

4 各種保険に関する契約者情報をお預かりします。この情報は、保険代理店(株)パルふれあいサービス及びパルシステム共済連に転送し、契約者管理のために利用します。また必要に応じて保障の契約・支払目的に限定して利用します。

5 加入申し込み、資料請求を行ってくださった方の個人情報は、当生協の利用や加入のための資料送付・ご連絡の目的に限定して利用します。

6 当生協は、前各項の利用目的を含め、個人情報の取り扱いに関し、別途「個人情報保護方針」を定め、これに基づく利用、管理をいたします。なお「個人情報保護方針」は、組合員に公開するものとします。